一般社団法人長野県子ども会育成連合会定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人長野県子ども会育成連合会と称する。

(主たる事務所の所在地)

第2条 この法人は、主たる事務所を 長野県長野市若里七丁目1番7号に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、長野県内の各種機関および団体との連携協力のもと、市町村子ども会育成団体相互の連絡推進を図り、子ども会および子ども会育成会等の活動を助長し、次世代を担う子どもの健全育成を図ることを目的とする。

(事業)

- 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。
 - (1) 県内の市町村子ども会、育成団体等相互の連絡協調を推進するための情報交換
 - (2) 子ども会および育成会の充実発展のための研修会および協議会等の開催
 - (3) 子ども会および育成会の指導者およびリーダーの養成
 - (4) 子ども会活動充実振興のための調査研究および広報活動
 - (5) 関係行政機関、学校および関係団体との連携促進
 - (6) 子ども会活動の安全教育・安全対策に関する事業
 - (7) 子ども会安全共済会に関する事業
 - (8) その他この法人の目的達成に必要な事業

第3章 会 員

(法人の会員及び社員)

- 第5条 この法人に次の種類の会員を置く。
 - (1) 正会員

この法人の目的に賛同して入会した県内市町村子ども会の連合体の代表者

(2) 淮 会 昌

この法人の目的に賛同して入会した連合体のない地区の子ども会・青少年育 成会等

- (3) 賛助会員
 - この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- 2 この法人は、前項に定める正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に 関する法律(以下「法人法」という。)第11条第1項第5号等に規定する社員 とする。

(会員の資格の取得)

第6条 この法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込をし、 その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生ずる費用に充てるため、会員は、総会で定め る会費規定に基づき会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意に退会 することができる。ただし、退会の申し出は、やむを得ない事由があるときを除 き1か月前にするものとする。

(除 名)

- 第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該 会員を除名することができる。
 - (1) この定款その他の規則に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を棄損し、又は目的に反する行為をしたとき。
 - (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。
 - 2 前項の場合は、法人法第30条及び第49条第2項第1号の定めるところによるものとする。

(会員資格の喪失)

- 第10条 前2条の場合の他、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
 - (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
 - (2) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。
 - (3) 総正会員が同意したとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

- 第11条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する権利 を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務はこれを免れない。
 - 2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、当該会員が既に納めた会費その他 の諸経費等はこれを返還しない。

第4章 総 会

(構 成)

- 第12条 総会は、すべての正会員をもって構成する。
 - 2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権 限)

- 第13条 総会は、次の事項について決議する。
 - (1) 理事及び監事の選任又は解任
 - (2) 理事及び監事の報酬等の額

- (3) 計算書類等の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 会員の除名
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第14条 当法人の総会は、定時総会及び臨時総会とし、定時総会は、毎事業年度の終了 後2か月以内に開催し、臨時総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招 集する。

(議 長)

第16条 総会の議長は、当該総会において出席社員の中から選出する。

(議決権)

第17条 総会における議決権は社員である正会員1名につき1個とする。

(決 議)

- 第18条 総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権 の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行 う。可否同数の場合は、議長の決するところによる。
 - 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の 議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項

(議事録)

第19条 社員総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、議 長及び総会において選任された議事録署名人2名が署名又は記名押印して、10 年間この法人の主たる事務所に備え置くものとする。

第5章 役 員

(役員の設置)

第20条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上 25名以内
- (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を会長とし、3名を副会長とする。
- 3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長をもって法人法上の業務 執行理事とする。

(理事の資格)

- 第21条 この法人の理事は、この法人の社員の中から選任する。
 - 2 前項の規定にかかわらず、総社員の議決権の過半数をもって、社員以外の者から選任することを妨げない。

(理事及び監事の選任の方法)

第22条 この法人の理事及び監事の選任は、総会において総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(会長及び副会長の選定)

- 第23条 この法人の会長及び副会長は、理事会の決議によって、理事の中から選定する。 (理事の職務及び権限)
- 第24条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
 - 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副会長は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
 - 3 会長及び副会長は業務執行理事として、この定款に定めるもののほか緊急を要する事項について審議し、この法人の議決に代えることができる。ただし、法令及びこの定款の規定により認められる範囲内のものに限る。

(監事の職務及び権限)

- 第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を 作成する。
 - 2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務 及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

- 第26条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のもの に関する定時総会の終結の時までとする。
 - 2 任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された者の任期は、前任 者の任期の残存期間と同一とする。
 - 3 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。
 - 4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は 辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監 事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第27条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員の報酬等)

- 第28条 社員総会の決議により、理事及び監事に対して、その職務執行の対価として、 報酬等を支給することができる。
 - 2 前項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(役員の法人に対する損害賠償責任の一部免除)

第29条 この法人は、法人法に規定される役員の法人に対する損害賠償責任について、 法人法第114条第1項に定める要件に該当する場合には、理事会の決議により、 賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免 除することができる。

(専門委員)

第30条 この法人に専門委員を置くことができる。

2 専門委員についての規定は、理事会で定める。

(顧問等)

- 第31条 この法人に、名誉会長、顧問及び参与を置くことができる。
 - 2 名誉会長、顧問及び参与は、理事会の推薦により会長が委嘱する。名誉会長、 顧問及び参与は、会長の諮問に応じ、会議に出席し、意見を述べることができる。 (事務局)
- 第32条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。
 - 2 事務局の重要な職員は、理事会の承認を得て、会長が任免する。
 - 3 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会において別に定める。

第6章 理事会

(構成)

第33条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権 限)

第34条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事(会長)及び業務執行理事(副会長)の選定及び解職
- (4) その他この定款に定める事項

(開催)

第35条 理事会は通常理事会及び臨時理事会とする。

- 2 通常理事会は、毎年度3回開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 法人法第93条第2項及び第3項により、理事から理事会の招集の請求があったとき。

(招集)

- 第36条 理事会は、会長が招集し、会日の1週間前までに各理事及び各監事に対して招 集の通知を発するものとする。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することがで きる。
 - 2 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、予め理事会が定めた順番によ

- り、他の理事がこれを招集する。
- 3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで理事会を開催することができる。

(議 長)

第37条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故若しくは支障があるときは、会長があらかじめ理事会の承認を得て定めた順位に従い副会長がこれ に代わるものとする。

(決議及び決議の省略)

- 第38条 理事会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
 - 2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の 決議があったものとみなす。

(職務の執行状況の報告)

第39条 会長及び副会長は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告するものとする。

(議事録)

第40条 理事会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、出席 した会長(会長に事故若しくは支障があるときは出席理事)及び監事がこれに署 名又は記名押印し、10年間主たる事務所に備え置くものとする。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第41条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。 (事業計画及び収支予算)

第42条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、社員総会の承認を受けなければならい。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

- 第43条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て定時社員総会に提出しなければならない。なお、第3号及び第4号の書類については、定時社員総会の承認を受けなければならない。
 - (1) 事業報告書
 - (2) 事業報告の付属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
 - (5)貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の付属明細書
 - 2 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置き、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金)

第44条 この法人は、剰余金の配当はしないものとする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第45条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第46条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第47条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第48条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により 行う。

第10章 附 則

(設立時役員)

第49条 この法人の設立時理事、設立時監事及び設立時代表理事は、次のとおりとする。 設立時理事 宮澤 淳治、宮林 孝子、櫻井 眞、小出 勇、山嵜 義人 伊藤 武、二村 章博、木山澤福夫、中島登美雄、関谷 公典 設立時監事 龍野 賢一、田村 守康 設立時代表理事 長野県千曲市大字八幡 3 7 2 3番地 宮澤 淳治

(会長) (設立時社員の氏名及び住所)

第50条 この法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

長野県千曲市大字八幡3723番地 宮澤淳治

長野県松本市出川町3番17号 宮林孝子

長野県南佐久郡佐久穂町大字畑4455番地1 櫻 井 眞

長野県駒ケ根市下平3214番地 小 出 勇

(最初の事業年度)

第51条 この法人の最初の事業年度は、この法人成立の日から平成29年3月31日までとする。

(定款に定めのない事項)

第52条 この定款に定めのない事項については、すべて法人法その他の法令の定めると ころによる。